

# IFA中央フレンドリーリーグ(U-15)2025-2026 ～ 実施要項 ～

- 1 主 旨 日本サッカー界の将来を担うユースの少年達のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図ることを目的とし、第3種年代の力が拮抗したリーグを実施する。
- 2 名 称 IFAフレンドリーリーグ(U-15)2025 - 2026
- 3 主 催 (公財)茨城県サッカー協会、(公財)茨城県サッカー協会第3種委員会
- 4 期 日 2025年3月～2025年5月  
春季日程:3/20(木)、3/22(土)、4/12(土)、4/26(土)、5/3(土)、5/24(土)、5/31(土)  
**春季 最終日 6/29(日)**  
※日程については、当該同士で調整し円滑なリーグの運営に協力する。  
※諸事情で実施できなかった際には、当該試合は未消化とする。
- 5 会 場 各地域施設及び県内各中学校グラウンド
- 6 参加資格 (1) (公財)日本サッカー協会第3種に登録したチーム、もしくは準加盟チームであること。  
(2) IFA3種リーグへの参加意志のあるチームであること。  
(3) 上記(1)(2)のチームに登録された選手であること。
- 7 競技規定 現行の日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。ただし、以下の項目については別に規定を定める。  
(1) プレーの時間:原則として50分(前・後半25、インターバル5分)※状況によって変更を認める。  
(2) 試合ごとの登録選手人数:制限なし  
(3) 交代できる人数:制限なし ※ 自由な交代とする。  
(4) 第4の審判員は任命しない。  
(5) メンバー表の提出は行わない。  
(6) リーグ戦当日の日程はホームチームが作成し、事前にアウェイチームに連絡する。  
(7) リーグ戦当日の日程はホームチームが作成し、事前にアウェイチームに連絡する。雨やその他の理由でのゲームに関しては、当日の朝に会場責任者が決める。延期したゲームについては、当該チームが改めてマッチメイクをす  
(8) 順位決定方法は、勝ち3点、引き分け1点、負け0点の勝ち点により、勝ち点の多い順に決定する。ただし、勝ち点同一の場合は、以下の項目に従い順位を決定する。  
① 全試合のゴールディファレンス(総得点-総失点)  
② 全試合の総得点  
③ 当該チーム同士の対戦成績  
④ 当該チーム同士のゴールディファレンス(得失点)  
⑤ 上記①～④の全項目において同一の場合は抽選により決定する。  
(9) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)は、正の他に副として、正と異なるものを必ず携帯すること。  
審判については、審判服の着用が望ましい。レッドカード、イエローカードは必ず携帯する。  
(10) 同一校から複数チームが参加する場合、同一チームから複数チームが所属することを可とする。2つ目以降のフレンドリーリーグ3部からの参加とする。  
(11) 秋季の順位によって、春期のグループを再編成する。このことによって、春期において、より力の拮抗したチーム実現されるとともに、日程調整の負担が軽減される。  
(12) 2025秋季リーグについて  
令和7年度中央地区新人戦の結果を受けて、グループを再編成する。日程は決定次第伝達する。  
(13) フレンドリーリーグにおいては11人揃わなくても試合は成立する。
- 8 懲 罰 (1) 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処追加的処分については(公財)日本サッカー協会懲罰基準に準拠して(公財)茨城県サッカー協会第3種委員会内プレー部で協議し、(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。  
(2) 本大会期間中に(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において出場停止処分の罰則が決定されな本リーグの終了によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。  
(3) 本大会で累積された警告が2回となった場合、自動的に本大会の次の試合1試合の出場停止処分を受ける。ただ内容によっては、追加的処分を(公財)茨城県サッカー協会第3種委員会内規律・フェアプレー部で協議し、(公財)サッカー協会規律・フェアプレー委員会において決定する。  
(4) 同一試合で2回警告による退場を命じられた選手は、自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分試合出場停止により処分されたものとし2回の警告は累積されない。本大会の終了によって残存した出場停止処分順次次の公式戦で適用される。  
(5) 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。ただし、プレーオフ、入においては同一大会とみなすため、累積警告は持ち越される。  
(6) 本大会での警告累積数は、出場リーグごとの累積とする。出場リーグを超えての持ち越しはしない  
(7) 本大会での出場停止処分は、出場リーグごとの処分とする。出場リーグを超えての処分は行わない。  
(8) 出場資格がない選手が本大会の試合に出場した場合、それが判明した時点で没収試合とし、当該チームの0-3の試合を打ち切る。この該当チームの懲罰については(公財)茨城県サッカー協会第3種委員会内規律・フェアプレー(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会にて協議の上決定する。  
(9) ピッチ内外での不適切な言動や重大な違反行為及び本実施要項に記載のない違反行為に関する懲罰事項は、事ヒアリングを実施の上(公財)日本サッカー協会懲罰規程に基づき(公財)茨城県サッカー協会第3種委員会内規律プレー部で協議し、(公財)茨城県サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。

9 リーグ構成

【1部～3部】→各5～8チーム ※大島中 江幡に結果報告

**秋季**  
 ※中体連は新人戦順位によりクラブは春期の結果を基に振り分けたグループ

1部	大宮	双葉台	那珂湊	友部	水戸四	常澄	桂・常北	勝田二
2部A	水戸二	水戸五	笠間	成・英宏・千	佐野	那珂一・四	岩間	
2部B	笠原	勝田三	大子	附属	FCリリーB	玉里学園	美乃浜・田	
3部A	水戸一	見川	勝田一	東海	東海南B	フェリースF		
3部B	赤塚	内原	勝田中等	稲田	那珂三・瓜	明峰		
3部C	緑岡	石川	大島	友部二	那珂二	川北・南・大洗		

【1部～3部】→各5～8チーム ※大島中 江幡に結果報告

**春期**

1部A	桂・常北	友部	常澄	大宮	那珂湊	双葉台	FCリリーB	水戸五
2部A	水戸四	勝田二	笠間	勝田三	那珂一・四	美乃浜・田	笠原	
2部B	水戸二	茨城・栄宏・千	大子	フェリースF	川北・南・大洗	内原	那珂二	
3部A	佐野	附属	見川	勝田中等	東海南B	友部二	茨城町FC B	
3部B	玉里学園	稲田	勝田一	那珂三・瓜	石川	赤塚	FCアミックB	
3部C	岩間	緑岡	東海	大島	水戸一	明峰		

- 10 結果の報告 (1) ホームチームの責任者は、ゲーム結果を各リーグの結果報告先(大島中学校・江幡)に即日報告する。大きなけが(骨折等)の報告についても同様とする。また、退場事案発生時には中央地区委員長(西川)に即日報告する。  
 (2) 退場事案発生時はリーグ担当者(大島中・江幡)と中央地区委員長(双葉台中・西川)に、報告する。
- 11 傷害補償 (1) 選手送迎中の事故については、チームの責任において対処する。  
 (2) 試合中の一切の疾病、負傷等については、チームの責任において対処する。  
 (3) チーム(選手・指導者)は、傷害保険に必ず加入する。

12 その他

☆IFAフレンドリーリーグ事務局 ひたちなか市立大島中学校 江幡 祐太郎  
 学校住所 ひたちなか市東大島4丁目6-1  
 学校TEL 029-272-3930  
 事務局アドレス 610305@sch.ibk.ed.jp

【実施要項の改廃】

本実施要項は、(公財)茨城県サッカー協会第3種委員会において改廃できる。

【施行・改定日】

令和6年10月24日 施行  
 令和7年3月1日 改定